

新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金 Q&A

○複数の事業を行っている場合はどうなるのか？

→1 事業主当たり 1 回となるので、複数の事業を行っていても申請は 1 回

基本的には主たる事業（主たる売上げがある事業）での申請を想定します。

○申請の際の本人確認について

→本人確認は特に行わないが、申請時に事業に係る書類（決算書類や法人事業概況説明書等月々の売上がわかるもの）を確認させていただき、振込先は事業主の口座とします。

○常時使用する従業員の定義は

→今回の支援金では、常時使用する従業員＝正社員と考えます。

○事業所（お店）は町内だが、事業主の住所が町外の場合はどうなるのか？

→他の要件に合致していれば対象となります。

○事業主の住所は町内だが、事業所（お店）が町外の場合はどうなるのか？

→町内に所在する事業所を対象とさせていただいているので、対象となりません。

○町内と町外に事業所があるが、どうなるのか？

→町内に所在する事業所を対象とさせていただいているので、従業員、売上状況等は町内の事業所分を記載してください。

○廃業した場合対象になりますか。

→経営継続のための支援金のため、廃業された場合は対象となりません。

○商工会員以外の事業者は対象となりますか。

→要件を満たせば対象となります。

○小規模事業者とは？

→「小規模事業者」とは、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する小規模の商工業者となります。農林漁業者、医師は含まれません。

補助対象となりうるもの	補助対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none">・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合）・個人事業主（商工業者であること）・一定の要件を満たした特定非営利活動法人（※）	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出しているも、開業届出上の開業日が申請日より後の場合は対象外）・任意団体 等

※特定非営利活動法人は、以下の要件を満たす場合に限り、補助対象となり得ます。なお、同要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準（20人以下）を用います。

- （1）法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること
- （2）認定特定非営利活動法人でないこと